

## ○保育を取り巻く状況

- ・平成 28 年以降少子化が急速に進行し、令和 6 年の出生数は過去最少の 68 万 6173 人となった。10 年で 30 万人減少したことになる。
- ・保育所等状況調査取りまとめ内で示された「地域ごとの保育所等利用状況について」によれば、過去 5 年間における定員充足率は都市部で -3.2% であったのに対し、過疎地域では -8.4% と減少幅が大きく、都市部よりも急速に少子化が進行していることが見てとれる。また、3 割を超える自治体が「人口減少を見据えた対応は検討していない」と回答していることから、国は地域分析に係る支援を進めていくとしている。

## ○こども政策の推進

- ・令和 5 年 4 月 1 日にこども基本法施行。
- ・令和 5 年 12 月にこども大綱とともに「はじめの 100 か月の育ちビジョン」閣議決定。
- ・以降これらに沿ってこども政策が進められている。
- ・令和 7 年 4 月 25 日こども家庭審議会に内閣総理大臣から諮問が為された。内容は「保育所、認定こども園における保育の内容の基準等の在り方について」である。これを受け、10 月 22 日に保育専門委員会の第 1 回が文科省管轄の幼児教育 WG と合同で開催された。第 1 回においては各団体からのヒアリングが行われ、全私保連も意見書提出とともにに対応した。
- ・「学びに向かう力、人間性等の今後の整理イメージ」などが示され、本格的な議論が開始されている。内容の充実・改善の方向性として、「保育、幼児教育は「環境を通して行う」ことが基本」、「自発的な活動としての遊び」が資質・能力の育成につながる」といった文脈が示されている。
- ・三要領・指針の一層の整合を図るとされ第 3 回以降も合同合議が行われている。保育専門委員会には全国保育士会会长の北野久美先生が施設長個人の立場として参画している。
- ・[令和 7 年 9 月 25 日中央教育審議会教育課程企画特別部会が論点整理として「次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方」を示している。「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白」と記述されるなど、これまでの学校教育から変化する兆候が感じられ、三要領・指針の一本化に期待が持たれる。](#)
- ・児童福祉法が改正された。主な改正点は以下の 3 点となる。①保育士・保育所支援センターの法定化、②地域限定保育士の全国展開、③保育士等の虐待通報義務。
- ・子ども・子育て支援法に基づく基本方針も改正された。児童福祉法の改正と重複する内容のほか、こども誰でも通園制度の給付化、3 ~ 5 歳児のみを対象とする小規模保育事業についても書き込まれる。これにより関係諸規定が改正・整備され、令和 8 年 4 月から適用される。
- ・虐待通報義務においては個々のケースで総合的判断が求められることが予想されるため、ガイドラインが整備された。ガイドラインでは、虐待は日々の行為の延長にあるものとい

う整理の下、よりよい保育に向けた振り返りが重要とされている。また、行為だけで判断できない場合は、その強度や頻度、行為者の意図、周囲への影響などを勘案するよう示されている。

- ・こども性暴力防止法が令和6年6月26日に公布された。公布から2年6か月を超えない範囲（令和8年12月25日まで）で施行とされており、こども性暴力防止法施行準備検討会において作成されたガイドラインが公表された。現在は自治体や事業者への説明会が開催されるなど、本格実施に向けた周知等が行われている。各施設においても法律の意義や犯罪事実確認のフローなど確認しておく必要がある。
- ・施行そのものまではまだ間はあるが、犯罪事実確認に使うシステムのアカウント取得や職員への周知など、準備できることにあらかじめ取り組んでおくと混乱が避けられる。
- ・また、本格施行にあたって職員に係る施設内の諸規程の整備等が必要となる。新規採用に向けた求人票への特記事項記載、就業規則の改訂手続き、職員誓約書などは早めに着手しておくことが望ましい。

#### ○令和8年度予算案

- ・令和8年度予算編成過程の中で検討される事項として、公定価格・基準等の見直し事項の案が示された。主なものは20人定員で15人以下まで現員が落ち込んだ施設に対する加算、3歳児配置の基準化（特例措置の時限化）、定員21～40人施設への調理員体制の充実が挙げられる。
- ・特別地域保育体制確保対応加算（仮称）はかねてより全私保連で予算要望を行っていた、20人定員で定員割れを起こしている施設への救済措置である。対象となる地域は限られており、金額もまだ明確には示されてはいないが、加算創設は大きな一步であると考えている。
- ・3歳児配置基準に関しては令和6年度から15:1に改められ、経過措置として当面の間従来の20:1の配置も認められていたが、配置改善加算の取得率が97%を超えたことから令和9年度末（令和10年3月末）を以って経過措置が終了する。
- ・定員21～40人施設への調理員体制の充実として、週5日・1日4時間の非常勤を想定した費用が新たに算入されることとなった。定員20人施設は残念ながら対象となっていないので、この点は留意されたい。
- ・障害児保育に関し、保育士のみなし特例が拡充される。理学療法士や作業療法士等専門職を1人に限り保育士とみなすことができるようになる。従事経験など条件が付くと思われるため、運用にあたっては注意が必要。
- ・ICTのランニングコストに係る部分について、新たな加算が創設される予定となっている。いくつか要件が示されているが、現段階で詳細は不明。
- ・いずれも「予算編成過程で検討」のため、現時点では十分な予算がつくかや細かな運用面での要件等は不明ではあるが、加算が新設されること自体は大きなことである。新設加算そ

のものを否定するのではなく、不十分な点は次年度以降拡充を求めていくように考えるべき。

- ・こども誰でも通園制度の公定価格案も示された。加算も含め全般的に拡充の方向で、基本分はこども一人1時間当たりで0歳児1,700円、1・2歳児1,400円とされている。

#### ○こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会

- ・従来の「子ども・子育て会議」の後継となる会議で、全私保連からは高谷常務理事が出席している。日保協、全保協からもそれぞれ委員が出ている。
- ・10月20日に通算第12回が開催された。高谷常務理事からは検討が進められていることでも誰でも通園制度について補助単価の見直しや虐待が疑われる場合の体制整備のほか、4・5歳児配置改善加算および1歳児配置改善加算の制度改革、物価高騰への対応について発言が為された。内容詳細は全私保連ニュースを参照されたい。
- ・12月23日持ち回り開催として、こども家庭庁HPへの掲載を以って第13回が開催された。前述の公定価格・基準等の見直し事項や誰でも通園の単価はその資料の中で示されている。
- ・次回は3月頃に開催されると思われる。

#### ○保育三団体協議会の取り組み

- ・今年度の幹事団体は全私保連。
- ・11月12日に「「物価高騰」と「災害対策」についての緊急要望」を行った。要望手交に関しては全私保連ニュースも発行した。
- ・12月9日・10日には合同セミナーを開催し、その翌日11日には三団体各代表による要望書手交を行った。

#### ○人勧及び処遇改善について

- ・令和7年度補正予算の成立に伴い、人件費は5.3%引き上げられることになった。これにより累計の処遇改善は30.2%に達した。
- ・市町村および各事業者に、令和7年度補正による処遇改善を速やかに行うよう令和7年12月16日付で事務連絡が発出された。基本的には年度内、遅くとも翌年度の7月賞与までには保育士等に支払いを行ってほしいとの内容である。これは令和7年7月中旬から8月下旬にかけて実施された「職員の処遇改善に係る実態調査」で、令和7年7月時点で職員への支払いを終えた施設が7割程度であった結果によるものと思われる。
- ・人事院勧告による給与の改善に加え、今年度から一本化された処遇改善等加算により保育士等のさらなる処遇改善が図られている。
- ・処遇改善等加算は「区分1（基礎分）」「区分2（賃金改善分）」「区分3（質の向上分）」の3区分が設けられ、旧処遇改善等加算Iの「基礎分」「キャリアパス要件」が区分1に、

同「賃金改善要件分」とⅢが区分2に、Ⅱが区分3に位置づけられた。

- ・実績報告を行うに際しては超過勤務手当の調整方法など通知やFAQを参照されたい。